

## 審査品質管理の実施体制・実施状況に関する各委員の改善提案

審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果とともに、審査品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提案が各委員から提出された。

以下は、各委員の改善提案を評価項目ごとに取りまとめたものである

### 1. 特許審査の品質管理に関する各委員の改善提案

**評価項目①：「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況に関するもの**

- （該当なし）

**評価項目②：審査及び品質管理のための手続の明確性に関するもの**

- （該当なし）

**評価項目③：品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知に関するもの**

- （該当なし）

**評価項目④：審査実施体制に関するもの**

- 先端技術、特に AI・IoT 関連発明について、引き続き、審査の質の維持・向上に取り組むことを期待する。（村松委員）
- 各部署の審査業務効率化検討プロジェクト等の成果で好評なものがあれば、特許の審査でも実効的な形で採用することを提案する。（菅原委員）

**評価項目⑤：品質管理体制に関するもの**

- （該当なし）

**評価項目⑥：品質向上のための取組に関するもの**

- 判断の均質性に関するユーザーの問題意識やニーズに対し、協議等の取組を継続するとともに、高度な専門知識の下に、公正な判断をするという審査の基本方針に沿って、引き続き統一のとれた審査をする必要がある。（井上渉委員、田中委員、本多委員）
- ユーザーとのコミュニケーションを円滑に進めるために、ユーザーの意見・

ニーズを把握するとともに、審査官にも使いやすさや希望を聞くなど、両者の視点から問題点を取り上げ、審査環境の整備、審査の効率化を図ることが望まれる。(井上渉委員、田中委員、本多委員)

- 出願人とのコミュニケーションや相互理解を深め、納得感の高い結論が得られるよう、引き続きオンライン面接の利用促進をお願いしたい。(別宮委員)
- オンライン面接のためのツールは、新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応等として整備が進んだものであるが、出願人にとっては、特許庁まで出向がなくとも審査官との意思疎通ができるというメリットがある。ユーザーの希望があれば積極的にオンライン面接に応じることで、ユーザーと審査官との意思疎通、審査の質の向上を図ることが望まれる。(大須賀委員)

#### **評価項目⑦：品質検証のための取組に関するもの**

- USPTO の品質管理においては、外部調査（ユーザー側の認識調査、すなわちユーザー評価調査）に加えて、内部調査（審査官側の認識調査）も実施されており、internal factors（研修等が審査能力向上に繋がったか）と external factors（出願人が審査の質の向上に協力的だったか）が調査されている。ユーザー側のみならず審査官側の認識調査でも品質検証を行うことは有効であり、JPO も同様の調査を行うことを期待する。(井上由里子委員長)

#### **評価項目⑧：審査の質の分析・課題抽出に関するもの**

- 世界最高水準の品質を目指すのであれば、内外乖離及び内々乖離の要因分析・課題抽出を行い、内外乖離については海外の特許庁との協力の推進、内々乖離については発生ゼロを目指してほしい。(別宮委員)

#### **評価項目⑨：質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況に関するもの**

- （該当なし）

#### **評価項目⑩：品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況に関するもの**

- 品質監査結果、及びユーザー評価調査結果（例えば、判断の均質性についての評価）を見ると、大きな改善結果が示されているとは言い難いから、新たな対策の可否も検討されることを期待する。(近藤委員)

- 審査官間のコミュニケーション（協議等）については、審査の均質性にも関係すると考えられるため、更なる改善を期待する。（近藤委員）

**評価項目⑪：審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの**

- JPO が特許審査における国際的なイニシアティブをとることで、日本のユーザー企業の知財力、プレゼンスの向上を図ってほしい。（村松委員）
- 面接・電話対応における電子メールの活用が進んでいることを踏まえ、その手順等を更に明確化するとともに、積極的な情報発信を行うことを提案する。（菅原委員）
- テレワーク中の審査官との面接・電話対応について、手順等（特に未公開案件に関するもの）を更に明確化するとともに、積極的な情報発信を行うことを提案する。（菅原委員、村松委員）

## 2. 意匠審査の品質管理に関する各委員の改善提案

### 評価項目①：「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況に関するもの

- レビューや意識調査を積極的に進めているが、そこで明らかになった注目点等を大枠でよいので示してほしい。(田中委員)

### 評価項目②：審査及び品質管理のための手続の明確性に関するもの

- 改正意匠法、改正意匠法施行規則、改訂意匠審査基準について、手続の明確性、公表と周知、審査実施体制の維持・向上を引き続き推進いただきたい。(井上渉委員、近藤委員、別宮委員)

### 評価項目③：品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知に関するもの

- 改正意匠法、改正意匠法施行規則、改訂意匠審査基準について、手続の明確性、公表と周知、審査実施体制の維持・向上を引き続き推進いただきたい。(井上渉委員、近藤委員、別宮委員)

### 評価項目④：審査実施体制に関するもの

- 審査官数の確保及びその育成の充実に取り組んでほしい。(井上渉委員、近藤委員、田中委員)
- 将来的に審査官数を増やすことが望ましい。その見込みがないのであれば、審査プロセスへのAIの導入の取組を加速させるべきである。(井上由里子委員長)
- 改正意匠法、改正意匠法施行規則、改訂意匠審査基準について、手続の明確性、公表と周知、審査実施体制の維持・向上を引き続き推進いただきたい。(井上渉委員、近藤委員、別宮委員、本多委員)
- 内装の意匠のようにこれまで資料の蓄積のなかった分野について、質の高い審査をするためには資料の収集に積極的に努めることが望まれる。(大須賀委員)

### 評価項目⑤：品質管理体制に関するもの

- (該当なし)

**評価項目⑥：品質向上のための取組に関するもの**

- 内装の意匠のようにこれまで資料の蓄積のなかった分野について、質の高い審査をするためには資料の収集に積極的に努めることが望まれる。(大須賀委員)
- ユーザーとの意思疎通の向上のため、オンライン面接を活用することが望まれ、そのための設備が必要であればその整備を進めることも望まれる。(大須賀委員)
- 国際意匠登録出願の審査に対応した研修等の取組の充実を図られたい。出願急増分野や法改正による新規分野等においては、審査の均質性が確保されるよう、ユーザーの意見を聞きながら新たな取組の必要性も検討していただきたい。(近藤委員)
- ユーザーとのコミュニケーションを円滑に進めるために、ユーザーの意見・ニーズを把握するとともに、審査官にも使いやすさや希望を聞くなど、両者の視点から問題点をとり上げ、審査環境の整備、審査の効率化を図ることが望まれる。(田中委員)
- 審査官間の判断の均質性に対する取組を重視し、高度な専門知識の下に、公正な判断をする統一の取れた審査の実現に取り組んでほしい。(田中委員)
- 出願人とのコミュニケーションや相互理解を深め、納得感の高い結論が得られるよう、引き続きオンライン面接を活用いただきたい。(井上渉委員、別宮委員)
- 保護対象拡充に対応した審査の質の維持・向上が望まれる。(本多委員)

**評価項目⑦：品質検証のための取組に関するもの**

- USPTO の品質管理においては、外部調査（ユーザー側の認識調査、すなわちユーザー評価調査）に加えて、内部調査（審査官側の認識調査）も実施されており、internal factors（研修等が審査能力向上に繋がったか）と external factors（出願人が審査の質の向上に協力的だったか）が調査されている。ユーザー側のみならず審査官側の認識調査でも品質検証を行うことは有効であり、JPO も同様の調査を行うことを期待する。(井上由里子委員長)
- 国際意匠登録出願の審査に対応した品質監査等の取組の充実を図られたい。(井上渉委員)

**評価項目⑧：審査の質の分析・課題抽出に関するもの**

- 国際意匠登録出願の審査における内外乖離案件の分析の結果に応じて、何らかの課題を抽出して今後の改善に役立てることを提案します。（菅原委員）

**評価項目⑨：質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況に関するもの**

- （該当なし）

**評価項目⑩：品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況に関するもの**

- （該当なし）

**評価項目⑪：審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの**

- 意匠五庁（ID5）の品質管理に関する協力プロジェクトのとりまとめを JPO のウェブサイト上でも公表してはどうか。（井上由里子委員長）

### 3. 商標審査の品質管理に関する各委員の改善提案

#### 評価項目①：「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況に関するもの

- （該当なし）

#### 評価項目②：審査及び品質管理のための手続の明確性に関するもの

- （該当なし）

#### 評価項目③：品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知に関するもの

- （該当なし）

#### 評価項目④：審査実施体制に関するもの

- 審査官数の確保及びその育成の充実について、引き続き推進されることを期待する。（井上委員、近藤委員、田中委員、本多委員）
- 任期付き審査官による増員等があったとしても、審査品質を維持し、判断の均質性を確保いただけるような対策も期待する。（近藤委員）
- 新人や審査官補への指導・研修をさらに充実させる体制を整えることを期待する。（菅原委員）
- 研修が充実されていることが認められるが、その結果の検証も強化されることが望まれる。（本多委員）

#### 評価項目⑤：品質管理体制に関するもの

- （該当なし）

#### 評価項目⑥：品質向上のための取組に関するもの

- 審査官間の均質性・識別性の判断に関するユーザーの問題意識やニーズに対し、これまでの取組を継続するとともに、商標審査基準等の指針に沿って統一のとれた審査を行うという審査の基本方針に従って適切に対応し、ユーザーが納得できる審査を行う必要がある。（井上渉委員、近藤委員、田中委員、本多委員、村松委員）
- 使用による識別性の獲得のように事実認定に関わる案件は、ユーザーからの

面接の希望も考えられるので、事案の性質に応じた面接のやり方の検討も必要と思われる。(大須賀委員)

- 審査官間の均質性・識別性の判断改善に関するユーザーの問題意識やニーズに対し、ヒアリング等を通じ、更なる有効な対応策の検討を期待する。(大須賀委員、近藤委員)
- オンライン上のコミュニケーションを含む、ユーザーとのコミュニケーションの充実に係る取組については、ウィズコロナ・ポストコロナの時代を見据えて、手続のオンライン化・合理化の検討をさらに進めていただくことを期待する。(近藤委員)
- 出願増加による審査期間の長期化という問題については、審査品質の維持・向上を重視したうえで、引き続き審査処理期間の短縮に向けた取組を進めていただくことを期待する。(近藤委員)
- ユーザーとのコミュニケーションを円滑に進めるために、ユーザーの意見・ニーズを把握するとともに、審査官にも使いやすさや希望を聞くなど、両者の視点から問題点を取り上げ、審査環境の整備、審査の効率化を図ることが望まれる。(井上渉委員、田中委員)
- 出願人とのコミュニケーションや相互理解を深め、納得感の高い結論が得られるよう、引き続きオンライン面接を活用いただきたい。(別宮委員)
- オンライン上のコミュニケーションを含む、ユーザーとのコミュニケーションの充実に係る取組を継続することを期待する。オンラインによる面接が可能となったため、海外の出願人からの面接対応についてもわかりやすい情報発信が望まれる。(本多委員)
- テレワーク中の審査官について、電話連絡に遜色のないオンタイムでのメールのやり取りが可能な審査体制を期待する。(村松委員)

#### 評価項目⑦：品質検証のための取組に関するもの

- USPTO の品質管理においては、外部調査（ユーザー側の認識調査、すなわちユーザー評価調査）に加えて、内部調査（審査官側の認識調査）も実施されており、internal factors（研修等が審査能力向上に繋がったか）と external factors（出願人が審査の質の向上に協力的だったか）が調査されている。ユーザー側のみならず審査官側の認識調査でも品質検証を行うことは有効であり、JPO も同様の調査を行うことを期待する。(井上由里子委員長)

**評価項目⑧：審査の質の分析・課題抽出に関するもの**

- （該当なし）

**評価項目⑨：質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況に関するもの**

- （該当なし）

**評価項目⑩：品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況に関するもの**

- （該当なし）

**評価項目⑪：審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの**

- 面接・電話対応における電子メールの活用が進んでいることを踏まえ、その手順等を更に明確化するとともに、積極的な情報発信を行うことを提案する。  
（菅原委員）